

①、②をご確認のうえ大切に保管してください

松竹健康保険組合



① 資格確認書とは・・

- ・ 資格確認書は医療機関等でマイナ保険証による保険資格の確認ができない状況にある方に対して、有効期限（令和11年12月1日）を定めて交付するものです。
- 【**マイナ保険証での資格確認が基本である**ため、資格確認書での資格確認は例外的な位置づけです。】

マイナ保険証による資格確認ができない状況にある方（資格確認書の交付対象者）の例

マイナンバーカードを作っていない方	マイナンバーカードを返納した方	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方	マイナンバーカードを紛失・き損した方	マイナンバーカードの更新中の方
マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方		

- ・ **マイナンバーカードを返納した方など将来的にマイナ保険証を使う予定がない方を除き、お早めにマイナ保険証への切り替え手続きをおすすめします。**

※マイナ保険証への切り替え
手続きのご案内は、[こちらから](#) ▶



② 取扱いにあたっての留意点

- ・ 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を記載してください。
- ・ 保険医療機関等で診療を受けるときは、窓口に提示してください。（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証を添えてください。
- ・ 退職等により資格を喪失したとき、又は被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に返却してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 氏名などに変更があったときは、届出に資格確認書を添付のうえ、直ちに事業主を経由して届出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 資格確認書を紛失・き損したときは、『健康保険 資格確認書再交付申請書』を直ちに事業主を経由して、健康保険組合へ届出を行い、資格確認書の再交付をうけてください。
- ・ 不正に資格確認書を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。